

陸別町
子ども・子育て支援事業計画



平成27年 3 月

陸別町

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと期間	2
3	子ども・子育て支援新制度の概要	3
第2章	陸別町の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1	就学前児童を取り巻く環境	5
2	教育・保育施設の利用状況	7
3	ニーズ調査の結果概要・利用状況	8
4	子ども・子育て支援の課題	18
第3章	基本的な考え方	19
1	計画の基本理念	19
2	計画の基本的な視点	20
3	計画の体系	21
第4章	子ども・子育て支援の取り組み・事業	22
1	子ども・子育て支援の取り組みにおける基本目標	22
第5章	教育・保育提供区の設定	24
1	教育・保育提供区域の考え方	24
2	教育・保育提供区域の設定	24
第6章	教育・保育施設の充実	27
1	量の見込みの算出方法	27
2	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	28
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	30
第7章	分野別施策の展開	36
第8章	計画の推進に向けて	40
1	計画の推進	40
2	計画の進行管理	40

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

陸別町では、「地域の子育てネットワークの実現」を基本理念として、平成17年度に「陸別町次世代育成支援地域行動計画（前期計画：平成17年度～平成21年度 後期計画：平成22年度～平成26年度）を策定し、施策を展開してきました。

しかし、急激な少子化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て環境はより厳しいものとなっており、不安や孤立感を感じる方も多く、加えて仕事と子育ての両立という、いわゆるワークライフバランス環境の整備も求められています。

こういった諸課題に対応し、子育てをしやすい社会の構築を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づく新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものとして制定されました。

また、「子ども・子育て関連3法」の一つ、「子ども・子育て支援法」においては、都道府県、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、課題への確実な対応が求められています。

本町においては、幼児期の保育・地域子ども・子育て支援を総合的に推進していくために、「陸別町次世代育成支援地域行動計画」の趣旨を踏まえ、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とした、「陸別町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定します。

【計画期間】

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
次世代育成支援地域行動計画（後期）					子ども・子育て支援事業計画				

2 計画の位置づけと期間

- 本計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援することを目指し、町民が子育てについて理解を深めるとともに、家庭、保育、学校、行政機関が相互に連携、協力して、地域社会が一体となって子育て支援等を推進するための町の取り組みと位置付ける。
- 本計画の策定にあたっては、次世代育成支援対策推進法を根拠とする「陸別町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を踏襲するとともに、上位計画である「第5期陸別町総合計画」との整合性を図ります。

《計画の期間》

本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とします。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合がありますが、見直しを行った場合でも、計画期間については、平成31年度までとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
子ども・子育て支援事業計画【第1期】									
 《必要に応じ中間見直し》					子ども・子育て支援事業計画【第2期】				



3 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

1. 保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 「子ども・子育て関連3法」

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼びます。

1. 子ども・子育て支援法
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(3) 制度の主な内容

【質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供】

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。
具体的には、設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどが検討されています。

【保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善】

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

【地域の子ども・子育て支援の充実】

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

(4) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

①子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付
認定こども園・幼稚園（※1）・保育所（※2）
- ・地域型保育給付
小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

②子どものための現金給付

- ・児童手当

※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行どおり私学助成を継続

※2 私立保育所は、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払う仕組み。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する。

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ① 利用者支援事業 | ② 地域子育て支援拠点事業 |
| ③ 妊婦健康診査 | ④ 乳児家庭等全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業） |
| ⑤ 養育支援訪問事業 | ⑥ 子育て短期支援事業 |
| ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 | ⑧ 一時預かり事業 |
| ⑨ 延長保育事業 | ⑩ 病児病後児保育事業 |
| ⑪ 放課後児童健全育成事業（学童保育所） | |

第2章 陸別町の子ども・子育てを取り巻く状況

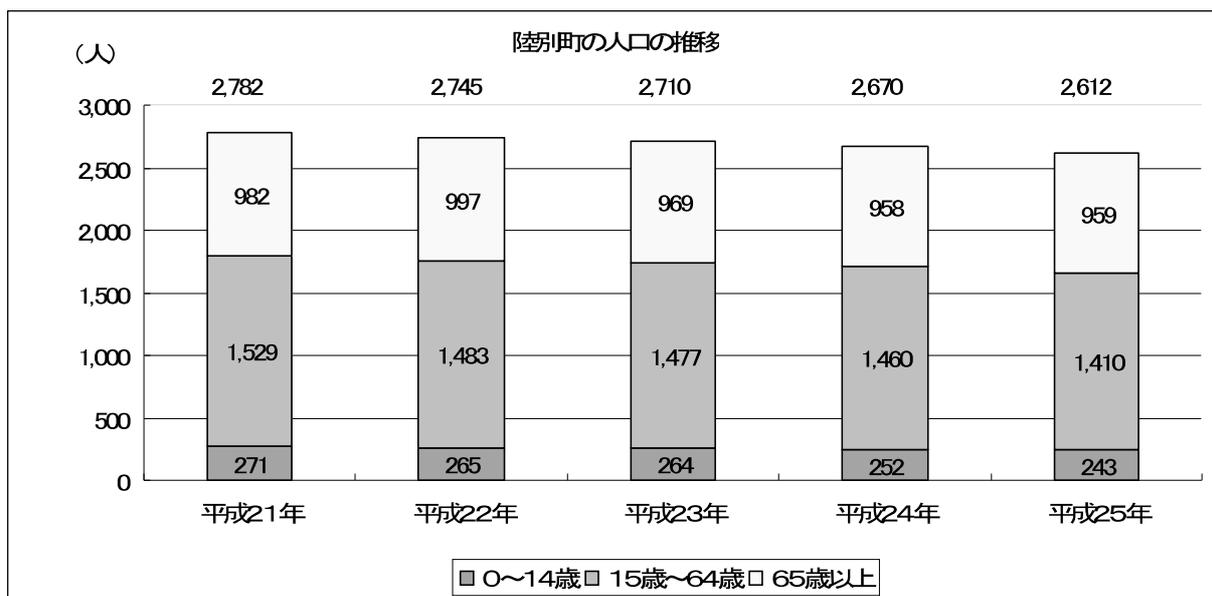
1 就学前児童を取り巻く環境

近年、出生率の低下に伴い就学前人口の減少、さらには総人口の減少と少子高齢化が進展しています。また、世帯構成は、核家族が増加しており、子どもを取り巻く家庭の環境、地域の環境が大きく変わっていることがうかがわれます。

(1) 人口の現状

【陸別町における人口の推移】

本町の総人口は、年々減少し、平成25年で2,612人となっています。年齢別にみると、平成21年と平成25年を比較してみると、65歳以上が△23人、15歳以上64歳未満が△119人、0歳から15歳までが△28人減少しています。



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～14歳	271	265	264	252	243
15歳～64歳	1,529	1,483	1,477	1,460	1,410
65歳以上	982	997	969	958	959
計	2,782	2,745	2,710	2,670	2,612

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 人口動態

近年の人口動態をみると、出生は年間平均16人程度、死亡は年間平均47人程度で推移しており、自然動態、社会動態のいずれも減少が続いています。

また、婚姻は5年間の平均で7組、離婚は平均1組になっています。

人口動態の推移

	人 口						婚姻 (組)	離婚 (組)	
	自然動態			社会動態					
	出生	死亡	自然 増減	転入	転出	社会 増減			
平成21年	20	40	-20	81	120	-39	-59	4	1
平成22年	13	39	-26	96	100	-4	-30	9	2
平成23年	19	49	-30	112	118	-6	-36	8	2
平成24年	17	60	-43	103	103	0	-43	4	1
平成25年	14	48	-34	86	103	-17	-51	10	2

資料: 住民基本台帳(各年3月31日)

(3) 世帯類型

平成22年の世帯類型別の世帯数は、核家族が635世帯(約56%)を占め、核家族化率は、約56%から約59%で推移しています。

また、三世帯世帯は、平成12年と比較して51世帯減少しています。

世帯別類型等の推移

	平成12年	平成17年	平成22年
単独家族	350	392	361
核家族世帯	768	704	635
夫婦のみの世帯	454	432	378
夫婦と子どもみの世帯	250	213	201
ひとり親と子どもみの世帯	64	59	56
三世帯世帯(再掲)	100	77	49
その他の世帯	181	149	139
合 計	1,299	1,245	1,135

資料: 国勢調査

2 教育・保育施設の利用状況

ここでは、就学前の保育施設及び学童保育所の状況について、整理します。

(1) 就学前子どもの保育施設の利用状況

本町には、へき地保育所が1カ所あり、66人（平成26年4月1日現在）の就学前児童の保育を実施しています。

【へき地保育所の利用状況】

名 称	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
陸別保育所	14人	17人	13人	22人	66人

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の利用状況

学童保育所は、陸別小学校施設内を活用し、放課後における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習の場として、平成26年度現在16人（登録者）の児童が利用しています。

【放課後児童健全育成事業（学童保育所）の利用人数】

名 称	1年生	2年生	3年生	合計
学童保育所	7人	5人	4人	16人



3 ニーズ調査の結果概要・利用状況

国の指針で示されている教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の調査概要をまとめます。

- 調査対象 陸別町在住の就学前児童がいる家庭の保護者 104世帯
陸別町在住の小学生児童がいる家庭の保護者 92世帯
- 調査期間 平成25年11月25日 ~平成25年12月6日
- 調査方法 郵送・回収
- 配布・回収状況

種別	配布先	回収数	回収率
就学前児童	104票	73票	70.1%
小学生	92票	70票	76.1%

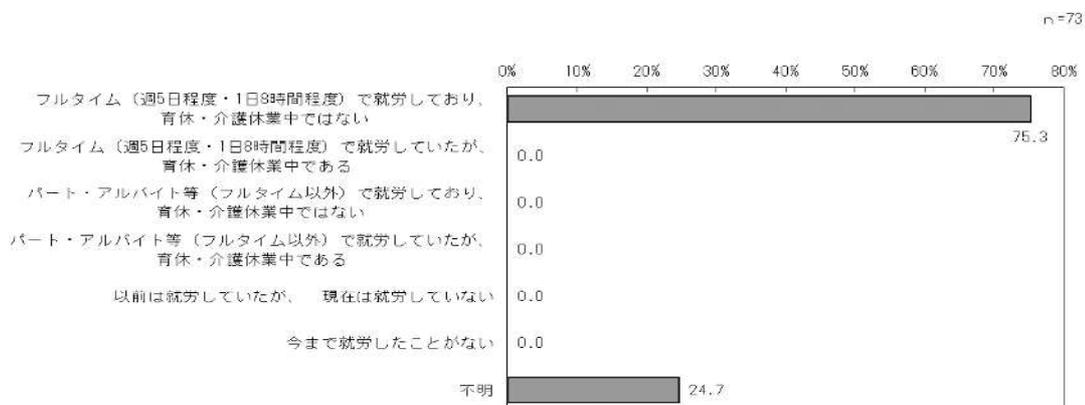
(1) 保護者の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が75.3%と多数を占めています。

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が34.2%が最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が20.5%となっています。

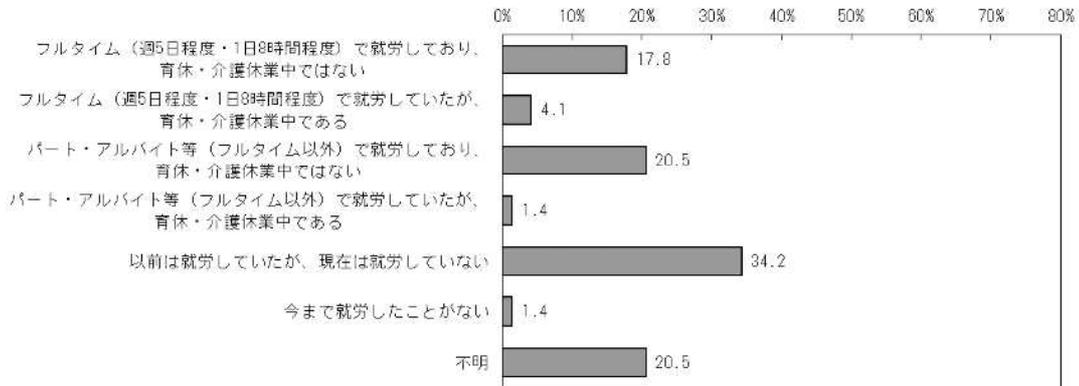
○ 父親／就労状況

【※ n = アンケート回答者数】



○母親／就労状況

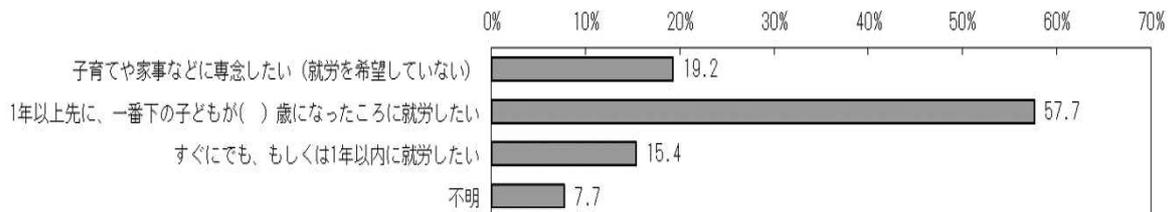
n=73



○現在就労していない母親の今後の就労希望

現在就労していない母親の就労希望は、「1年以上先に、一番下の子どもが成長後に就労したい」が57.7%で最も多く、「子育てや家事などに専念したい（就労を希望していない）」が19.2%、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が15.4%となっています。また、「1年以上先に、一番下の子どもが成長後に就労したい」と回答した方の一番下の子どもの年齢は、「0歳～3歳」が66.7%で最も多く、次いで「4歳～5歳」、「6歳～8歳」は6.7%となっています。

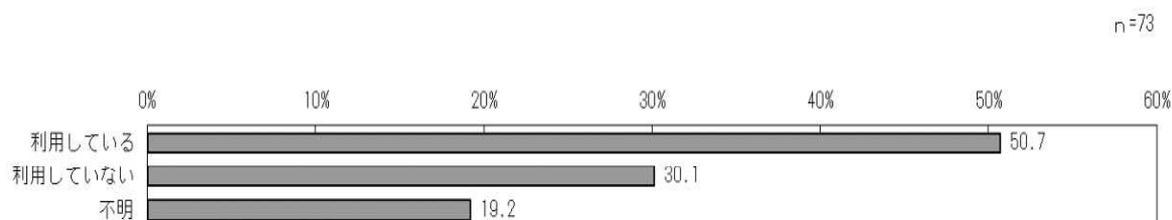
n=26



(2) 教育・保育事業の利用について

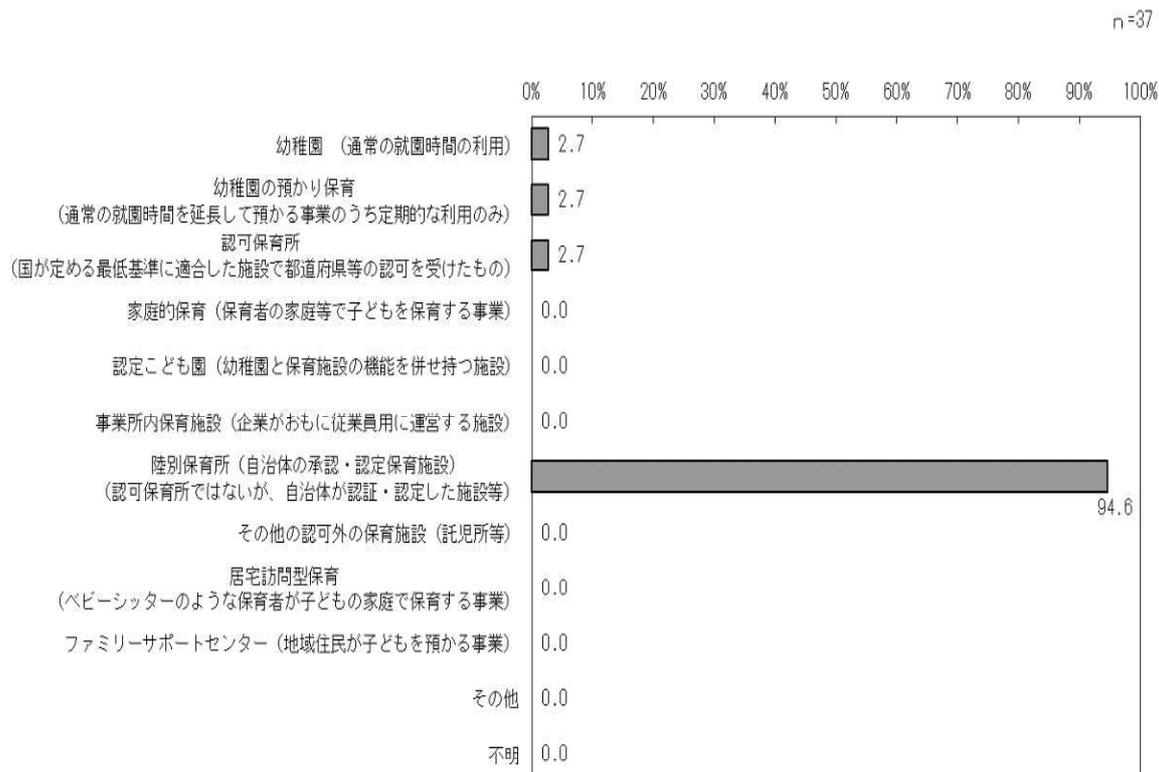
○平日の定期的な教育・保育事業（保育所など）の利用状況

「利用している」が50.7%、「利用していない」が30.1%となっています。



○利用している教育・保育事業

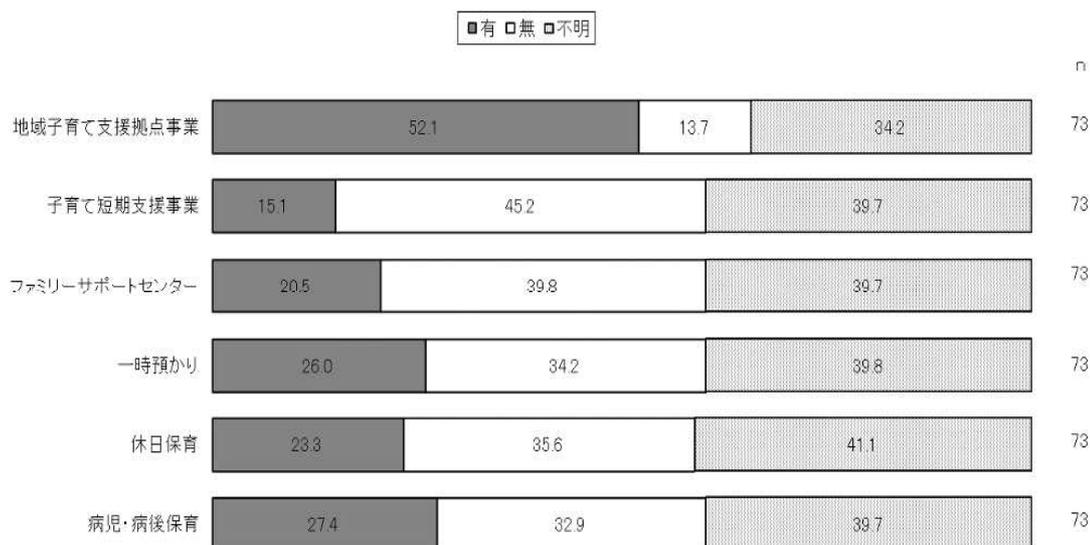
「陸別保育所（自治体の承認・認定保育施設）（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設等）」が94.6%と多数を占めています。



○今後利用したい教育・保育事業

今後の利用希望は、「地域子育て支援拠点事業」が52.1%、「病児・病後保育」が27.4%、「一時預かり」が26.0%などとなっています。

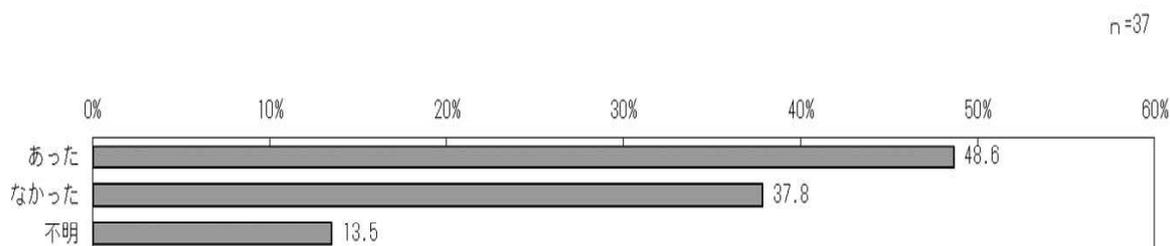
今後の実施場所は、陸別町内が「子育て短期支援事業」「ファミリーサポートセンター」ともに100.0%を占めており、次いで「地域子育て支援拠点事業」が97.4%となっています。



(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

○子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったこと

「あった」が48.6%で最も多く、次いで「なかった」が37.8%となっています。

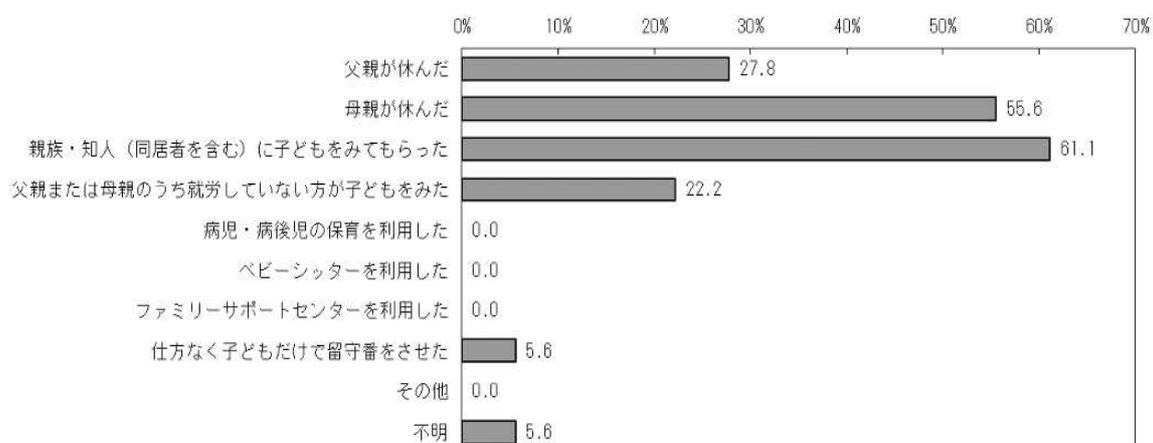


○その時の対処方法

「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が61.1%で最も多く、次いで「母親が休んだ」が55.6%、「父親が休んだ」が27.8%となっています。

また、対処するための方法ごとの年間日数をみると、ほとんどの対処方法で「1～5日」が最も多い回答になっており、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」では「1～5日」が100.0%となっています。

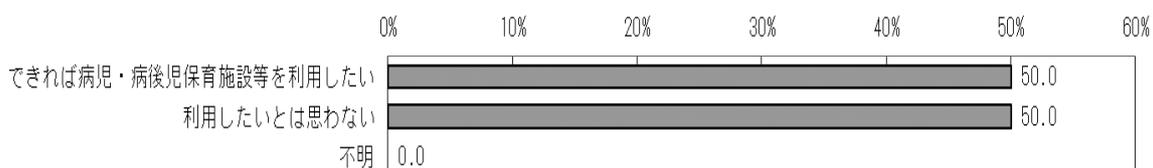
n=18



○病児・病後児保育施設の利用意向

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」「利用したいとは思わない」がともに50.0%となっています。また、利用したい人に希望する日数をたずねたところ、「5日以上」が40.0%と最も多く、次いで「2日」「3日」が20.0%となっています。

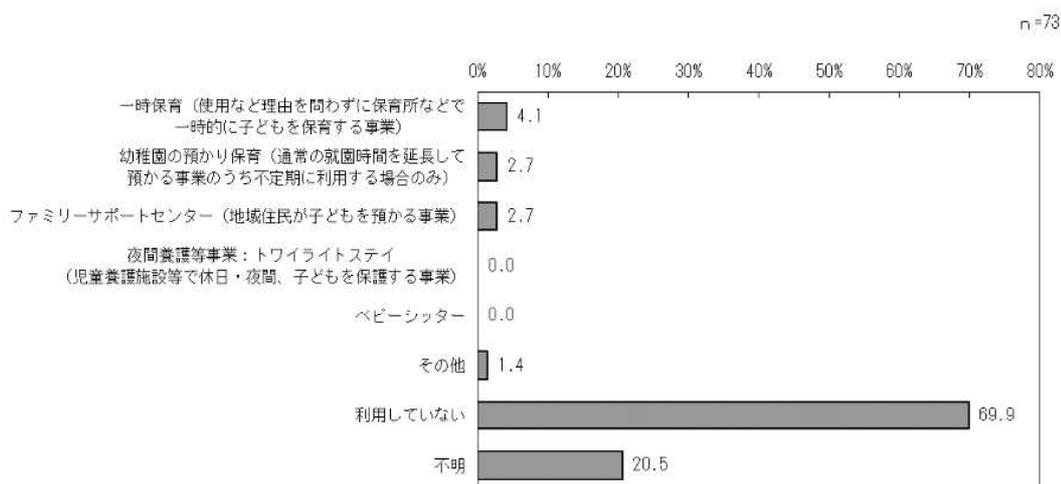
n=10



(4) 不定期の教育・保育事業について

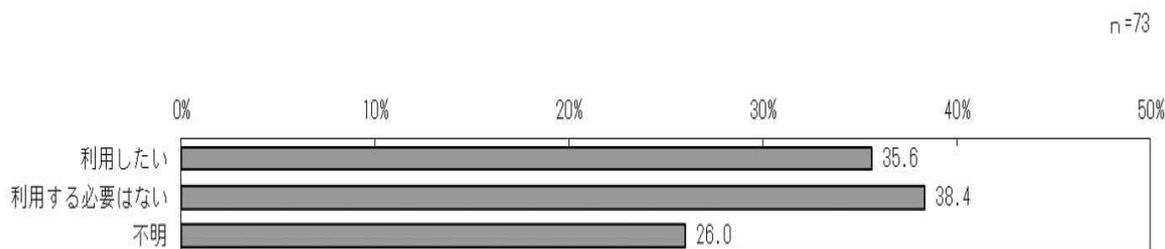
○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業

「利用していない」が69.9%で多数を占めています。



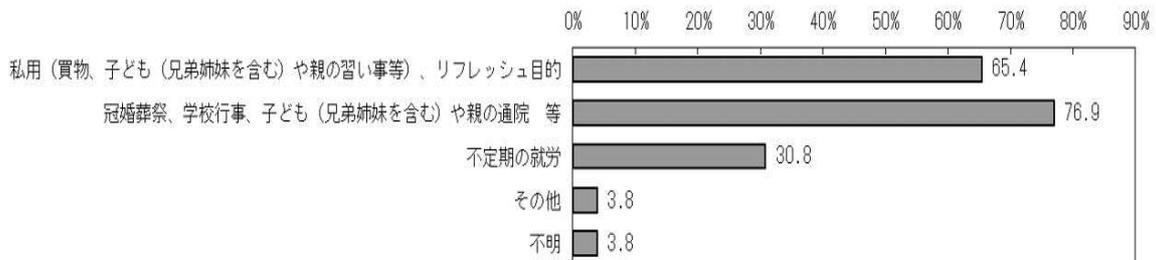
○今後の不定期な事業の利用意向

「利用する必要はない」が38.4%で最も多く、次いで「利用したい」が35.6%、となっています。利用する理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が76.9%で最も多く、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が65.4%となっています。事業の不定期利用希望の合計日数（年間）は、「11日～20日」が26.9%と最も多く、次いで「6日～10日」が23.1%となっています。目的ごとの年間日数については、私用、リフレッシュ目的では「6日～10日」が41.2%、「1日～5日」が23.5%となっています。冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等は、「1日～5日」が50.0%、「6日～10日」が25.0%となっています。不定期の就労は、「1日～5日」「21日以上」がともに25.0%となっています。また、その他は、「1日～5日」が100.0%を占めています。



○事業の不定期利用希望の理由

n=26



（５）小学校就学後の放課後の過ごし方

低学年では、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ（学童保育）」がともに20.8%最も多くなっています。

また、放課後の居場所ごとの希望日数（週あたり）については、自宅では「5日」が40.0%で最も多くなっています。習い事では、「2日」がともに40.0%となっています。児童館では、「5日」が100.0%を占めています。放課後子ども教室では、「2日」「5日」がともに33.3%を占めています。放課後児童クラブでは、「5日」60.0%と最多で、次いで「3日」が20.0%となっています。その他（公民館、公園など）では、「2日」とともに50.0%となっています。また、放課後児童クラブ（学童保育）と回答した人に下校時から何時まで過ごさせたいかをたずねたところ、「下校～17時00分」が80.0%と多数を占めています。

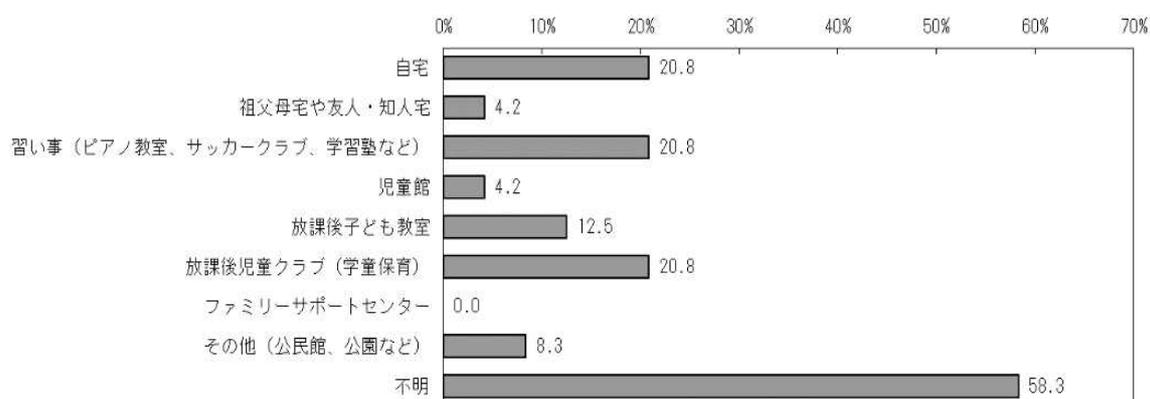
高学年では、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」がともに20.8%最も多くなっています。

また、放課後の居場所ごとの希望日数（週あたり）については、自宅では「5日」が40.0%となっています。習い事は、「2日」がともに40.0%で、次いで「1日」が20.0%となっています。放課後子ども教室では、「2日」がともに50.0%を占めています。放課後児童クラブは、「3日」がともに50.0%となっています。その他（公民館、公園など）／高学年（4～6年生）の利用希望日数（1週あたり）は、「2日」とともに50.0%となっています。また、放課後児童クラブ（学童保育）と回答した人に下校時から何時まで過ごさせたいかをたずねたところ、「下校～17時00分」が50.0%を占めています。



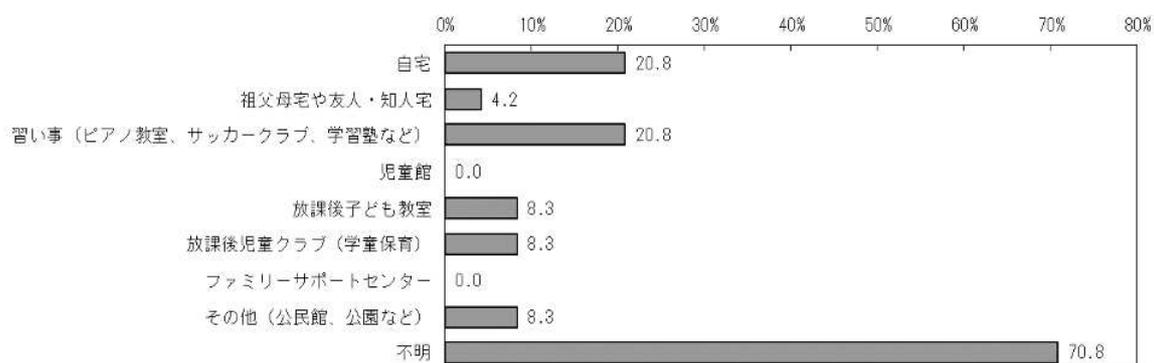
○低下学年で親が希望する過ごし方

n=24



○高学年で親が希望する過ごし方

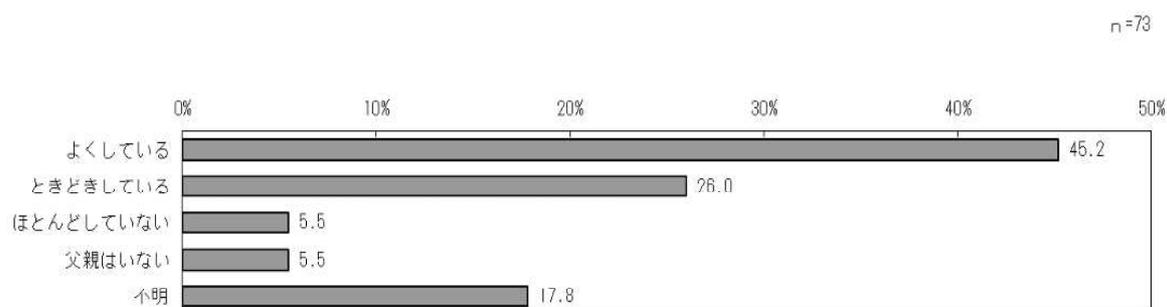
n=24



(6) 子育ての実態について

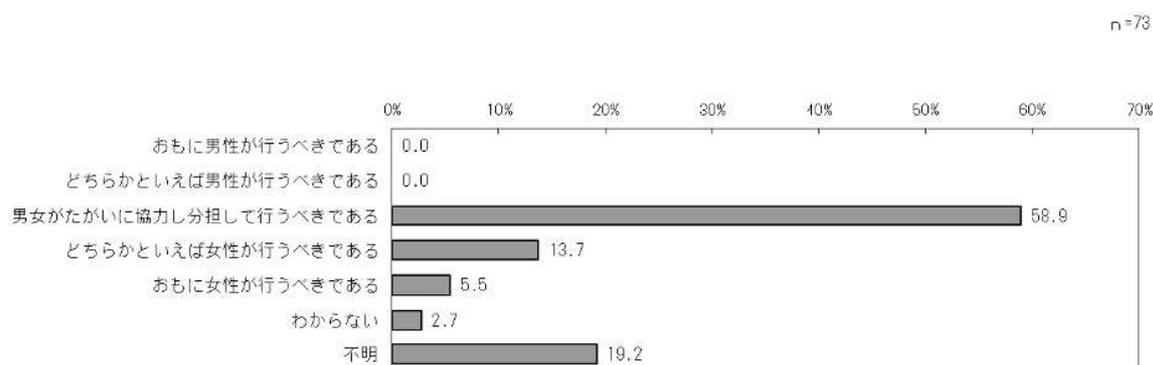
○父親の育児への参加

「よくしている」が45.2%最も多く、次いで「ときどきしている」が26.0%となっています。



○家庭での家事分担

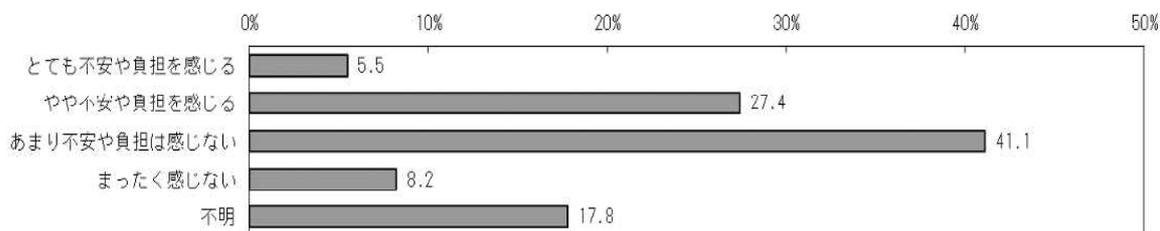
「男女がたがいに協力し分担して行うべきである」が58.9%で最も多く、次いで「どちらかといえば女性が行うべきである」が13.7%となっています。



○子育てに関する不安や負担

「あまり不安や負担は感じない」が41.1%で最も多く、次いで「やや不安や負担を感じる」が27.4%、「まったく感じない」が8.2%、「とても不安や負担を感じる」が5.5%となっています。

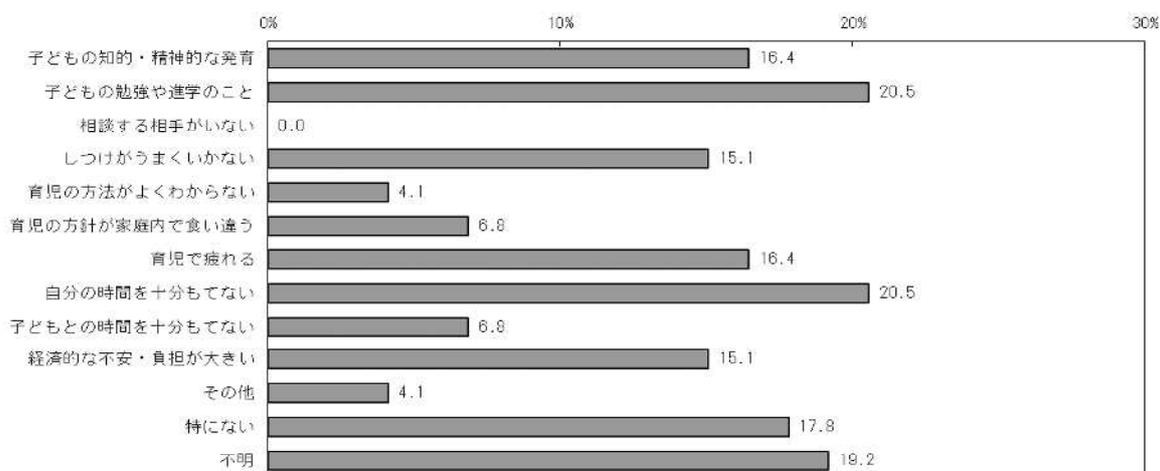
n=73



○ 子育てに関する悩み

「子どもの勉強や進学のこと」「自分の時間を十分もてない」が20.5%で最も多く、次いで「特にない」が17.8%、「子どもの知的・精神的な発育」「育児で疲れる」が16.4%となっています。

n=73



4 子ども・子育て支援の課題

国の指針で言われている、子どもたちの育ち及び子育てをめぐる環境と陸別町の子育て環境を踏まえ、子ども子育て支援事業計画の大きな二つの課題それぞれに対応するとともに、関連する課題にも取り組んでいく必要があります。

☆ 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- 身近な地域で希望する子育て支援サービスを利用しやすくする提供体制を確保するために、ニーズ調査に基づいた教育・保育のメニューの充実が望まれています。
- 幼児期から児童期の連続した教育・保育の中で、就学後の学童保育所へのニーズが高いことから、引き続き拡充が必要です。
- 就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、さまざまな場面を通じて、家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが必要です。
- 子育て中の親等への情報提供不足を解消するために、講演会等を開催し、情報提供に努めることが必要です。

☆ 家庭・地域の子育て支援の充実

- 地域の実情に応じた提供体制を充実させる検討が必要です。
- 子どもの健やかな育ちを等しく保証するためには、障がい児や発達が気になる子など特別な支援が必要な子どもに対し、一人一人の状況や発達に応じた支援が必要です。
- 核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減ってきています。地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていくことが必要です。

第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

陸別町の子ども・子育て支援事業は、

し☆ば☆れ☆の郷で、すくすく!のびのび!

地域みんなで子育て支援のまち いくべつ

を基本理念とします。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針における、子ども・子育ての意義に関する事項では、「子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。」としています。

すべての子どもたちは、大きな夢と希望をもって生まれてくるとともに、次代を担う大切な存在です。その子どもの権利や幸せは、最大限に尊重され、守らなければなりません。

すべての子どもが、健やかに育つためには、保護者が笑顔で、喜びや生きがいを感じながら安心して子どもを生み育てられる社会環境の充実が必要です。

陸別に生まれ育ったことに誇りを持てるよう、子どもの視点に立ち、子育てを「地域全体で支える」まちを目指します。



2 計画の基本的な視点

陸別町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の3つを基本的な視点と定めます。

【基本理念】

- ☆子どもが育つ環境づくり（子どもの健やかな成長の支援）
- ☆子育てしやすい環境づくり（家庭における子育て支援）
- ☆子育てを地域全体で支える地域づくり（地域や企業など社会全体での支援）

（1） 子どもが育つ環境づくり（子どもの健やかな成長の支援）

子どもは、一人一人がかけがえのない存在として大切にされ、権利等が尊重されなければなりません。子どもの健やかな成長は、社会全体の願いであり、子ども自らが多くの人々との関わりや様々な経験を通して、喜びを実感しながら、次代を担う自立した大人へと成長するという長期的な視野と子どもの視点に立った取り組みを支援します。

（2） 子育てしやすい環境づくり（家庭における子育て支援）

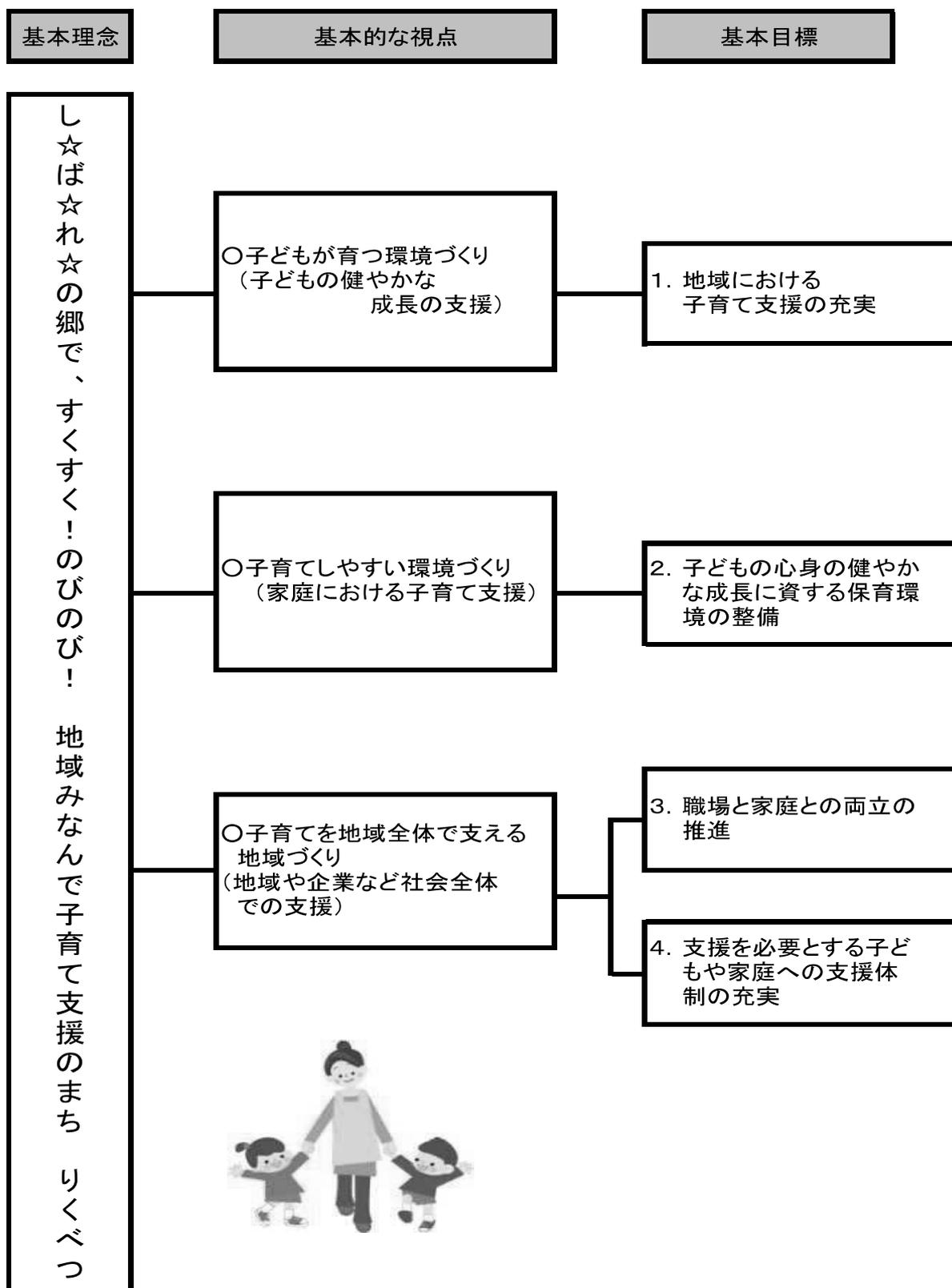
すべての世代に影響を与える少子化や人口減少が進む中、多様化した個別ニーズに対応するとともに、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化などの問題を踏まえ、子どもを産み育てる男女が協力して家庭を築き、子育てに喜びや生きがいを感じながら、子育てを通して親も成長する環境づくりを支援します。

（3） 子育てを地域全体で支える地域づくり（地域や企業など社会全体での支援）

次代を担う子どもの成長は、社会にとっても大切な存在であり、子育てしている家庭だけの責任ではなく、社会全体で支援する必要があります。子どもが成長していく姿を地域で見守るため、地域や企業など社会全体で子育てを支援します。



3 計画の体系



第4章 子ども・子育て支援の取り組み・事業

1. 子ども・子育て支援の取り組みにおける基本目標

かつて「子ども・子育て」は、「女性のもの」、「家庭の問題」と位置付けられていましたが、今では、我国の将来を左右する大きなテーマになっています。子育てを社会全体で応援するためには、仕事と家庭の両立や、産後の休業や育児休業後における切れ目のない支援や、子どもに関する専門的な知識・技術に関する北海道との連携などの取り組みを充実させる必要があります。こうした取り組みを推進するにあたり、本計画の基本理念、基本的な視点を基に4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域における子育て支援の充実

親や子どもの保護者は、子育てについて第一義的責任があり、子どもが健やかに成長するうえで家庭の果たす役割は最も重要です。子どもは、家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣等を身に付けていきます。

近年、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、異年齢や世代間での交流の機会が減少し、また、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要となります。

保護者が子育てについての責任を果たすとともに、子育ての権利を享受することができるよう、保育の充実や子どもと向き合える環境づくり、また、親の成長を支援し、親子同士の交流や子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所を確保し、地域全体で子ども・子育て支援を進めるための様々な取り組みを進めていきます。

基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に資する保育環境の充実

子どもが健やかに成長するためには、子どもの権利が最大限に尊重されることが基本になります。そのうえで、乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い保育の安定的な提供により、「豊かな心」と「健やかな身体」を育む必要があります。少子高齢化や経済のグローバル化など、生活に大きな影響を与える社会変化に適切に対応し、たくましく生き抜くためには、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識や教養、柔軟な思考力で新しい価値を創造し、他者と協働する能力を獲得しなければなりません。

子どもたちが個性や能力を開花させるためにも、家庭や地域社会の教育機能の向上と、保育環境の整備に努め、子どもが自ら学び、自ら考え、自らの意志で行動できる「生きる力」を、子ども一人一人の特性にあわせて身につけることができるよう支援します。

基本目標 3 職業と家庭との両立の推進

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに非正規雇用労働者の割合についても増加傾向にあります。仕事と家庭を両立することができ、それぞれのライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらします。仕事と生活を調和するために、職場での働き方や家庭で担う役割など、生活環境の整備や、心の豊かさが継続できるように取り組む必要があります。

基本目標 4 支援を必要とする子どもや家庭への支援体制の充実

社会・経済環境の変化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。子育てに対する負担や不安・孤独感の高まりは、子どもの健やかな成長・発達を妨げるだけでなく、生命をも脅かす児童虐待を引き起こす要因になります。障がい児支援については、「陸別町障がい福祉計画」と密接な連携が必要であり、母子・父子家庭が抱える経済的・精神的な負担に対する支援のほか、すべての子どもが地域の中で、その個性が認められ豊かに暮らせることが重要です。

子どもは、いかなる状況にあっても等しく尊重され、健やかな育ちが保障されるとともに、配慮や支援が必要な子どもや家庭に対し、必要な支援等が適切に届くよう支援体制の充実を図るほか、子どもに関する専門的な知識と技術を有する関係機関等との連携などについても推進を図ります。



第5章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの見込み（必要利用定員総数）」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区域単位、中学校区域単位、行政区単位等、地域の実情に応じて区域を設定することができることとなっています。

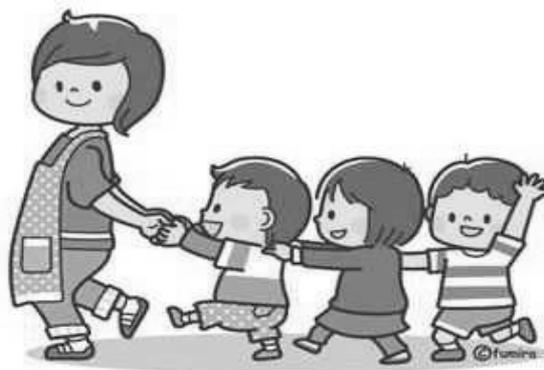
しかし、本町の場合、へき地保育所、小学校、中学校がそれぞれ町内に1つであることから、教育・保育区域の設定は「陸別町全域を1区域」とします。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

1 陸別町における教育・保育提供区域

施設区分	区域設定	考え方
認可外保育施設 (へき地保育所) (2歳~5歳)	陸別町全域	教育・保育の区域設定については、 陸別町内1区域を基本とします。



2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

※各事業の性格から陸別町全域を基本とします。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	陸別町全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、陸別町内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 子育て支援センターにおいて、子育て中の親子の交流・育児相談等	陸別町全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、陸別町内全域とする。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う検診費用を助成する事業	陸別町全域	現状どおり、陸別町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	陸別町全域	現状どおり、陸別町内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援	陸別町全域	現状どおり、陸別町内全域とする。
子育て短期支援事業 ショートステイ。保護者が疾病など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	陸別町全域	現時点で事業の実施はしていないが、今後の推移を見ながら検討する。
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	陸別町全域	現時点で事業の実施はしていないが、今後の推移を見ながら検討する。

一時預かり事業 社会福祉協議会において一時的に子どもを預かる	陸別町全域	現状どおり、陸別町内全域とする。
時間外保育事業 延長保育・休日保育	陸別町全域	現時点で事業の実施はないが、今後の推移を見ながら検討する。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院等の付設の専門スペース等で一時的に保育する	陸別町全域	現時点で事業の実施はないが、今後の推移を見ながら検討する。
放課後児童健全育成事業 (学童保育所) 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、健全育成を図る	陸別町全域	現状どおり、陸別町内全域とする。



第6章 教育・保育施設の充実

1. 量の見込みの算出方法

本事業計画における事業量を推計するにあたり、推計人口とニーズ調査から導き出されたサービス利用意向をもとに、計画期間におけるニーズ量を算出しました。

(1) 算出項目

1 教育・保育施設及び事業

	対 象 事 業	対象年齢
1	1号認定（認定子ども園及び幼稚園）	3歳～5歳
2	2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭	3歳～5歳
3	2号認定（認定子ども園及び保育所）	3歳～5歳
4	3号認定（認定子ども園及び保育所＋地域型保育事業）	0歳～2歳

2 地域子ども・子育て支援事業

	対 象 事 業	対象年齢等
1	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
2	妊婦健康診査	—
3	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
4	養育支援訪問事業	0歳～15歳
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0歳～5歳
6	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	0歳～5歳
7	一時預かり事業	0歳～5歳
8	延長保育事業	2歳～5歳
9	病児・病後児保育事業	0歳～5歳
10	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	1～6年生

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めました。

【認定区分】

認定区分	定 義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

量の見込み

		平成27年度				合計
		1号	2号	3号		
		3～5歳 学校教育のみ	3～5歳 保育の必要性有り	0歳 保育の必要性有り	1・2歳 保育の必要性有り	
量の見込み(必要利用定員総数)		5	44	16	22	87
確保の内容	認可外保育施設	—	44	—	11	55

		平成28年度				合計
		1号	2号	3号		
		3～5歳 学校教育のみ	3～5歳 保育の必要性有り	0歳 保育の必要性有り	1・2歳 保育の必要性有り	
量の見込み(必要利用定員総数)		5	44	14	24	87
確保の内容	認可外保育施設	—	44	—	12	56

		平成29年度				合計
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
量の見込み(必要利用定員総数)		4	41	16	22	83
確保の内容	認可外保育施設	—	41	—	11	52

		平成30年度				合計
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
量の見込み(必要利用定員総数)		4	38	17	22	81
確保の内容	認可外保育施設	—	38	—	11	49

		平成31年度				合計
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
量の見込み(必要利用定員総数)		4	39	17	25	85
確保の内容	認可外保育施設	—	39	—	13	52

【確保方策】

事業形態については、利用ニーズに注視しながら、現状を維持するものとします。
 《認可外保育所（へき地保育所）において対応します。》



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援に関する事業

〈事業の概要〉

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報集約と提供を行う。また、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう必要な情報提供・助言を行うこと、関係機関との連絡調整等が主たる事業内容です。新規に法定化された事業であるため、現在、本町では実施していません。

【確保方策の考え方】

本町においては、窓口の対応により充足可能な事業であるため、特段の確保方策は行わないものとします。

(2) 地域子育て支援事業

〈事業の概要〉

地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。本町では1カ所で実施しています。

[量の見込みと確保方策]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (月あたり延べ)	233人日	238人日	238人日	243人日	259人日
確保の内容	1カ所 233人日	1カ所 238人日	1カ所 238人日	1カ所 243人日	1カ所 259人日

【確保方策の考え方】

現行体制を基本とします。



(3) 妊婦健康診査

〈事業の概要〉

妊婦健康診査は、妊娠が正常に経過していることを確認し、胎児異常やハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防等、母子共に健全な状態で、妊娠・出産を終えられるよう実施するものです。妊婦を対象とした個別健診を実施し、その診査費の一部を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援しています。

[量の見込みと確保方策]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	184人回 (23人)	176人回 (22人)	168人回 (21人)	160人回 (20人)	152人回 (19人)
確保の内容	184人回 (23人)	176人回 (22人)	168人回 (21人)	160人回 (20人)	152人回 (19人)

※量の見込みについては、人口推計に基づき算出しています。

【確保方策の考え方】

すべての妊産婦に対し、公費による一部負担を継続します。



(4) 乳児家庭全戸訪問事業

〈事業の概要〉

母親のメンタルヘルス支援を重点において、概ね生後1カ月までの乳児を持つ家庭を対象に、保健師が「こんにちは赤ちゃん事業」として家庭訪問指導を実施しています。

[量の見込みと確保方策]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人
確保の内容	15人	15人	15人	15人	15人

※量の見込みについては、人口推計に基づき算出しています。

【確保方策の考え方】

全戸訪問を維持します。

(5) 養育支援訪問事業等

〈事業の概要〉

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施します。現在、本町での事例は発生していません。

[量の見込みと確保方策]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策の考え方】

ケースが発生した場合は、関係機関と十分に連携し、速やかに実施できる体制づくりに取り組みます。

(6) 子育て短期支援事業

〈事業の概要〉

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上的の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。現在、本町では実施していません。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日
確保の内容	〇カ所	〇カ所	〇カ所	〇カ所	〇カ所

【確保方策の考え方】

事例が発生した場合は、児童相談所と連携して、実施に向けて検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

〈事業の概要〉

「子育ての手伝いをしたい人（提供会員）」と「子育ての手助けがほしい人（依頼会員）」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行う事業です。現在、本町では実施していません。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日
確保の内容	〇カ所	〇カ所	〇カ所	〇カ所	〇カ所

【確保方策の考え方】

現在、必要とするニーズはありませんが、今後町民からのニーズが出てくれば、検討を進めていきます。

(8) 一時預かり事業

〈事業の概要〉

通院や各種行事等による該当者を対象に、陸別町社会福祉協議会においてボランティアを募ってお子さんの預かりを実施しています。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人日/年)	681人日	689人日	655人日	629人日	663人日
確保の内容 (人日/年)	1カ所 340人日	1カ所 344人日	1カ所 327人日	1カ所 314人日	1カ所 331人日

【確保方策の考え方】

現行体制を維持していきます。

(9) 時間外（延長）保育事業

〈事業の概要〉

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて預かりを行う事業です。現在、本町では実施していません。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	76人	77人	74人	71人	75人
確保の内容	検討	検討	検討	検討	検討

【確保方策の考え方】

延長保育に対する量の見込みはありますが、延長保育を実施するには、様々な課題（保育士・料金・実際に利用する数）があるため、今後検討を進めていきます。

(10) 病児・病後児保育事業

〈事業の概要〉

病児・病後児について、病院の院内学級のスペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育等をする事業です。現在、本町では実施していません。

[量の見込みと確保方策]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	80人	81人	78人	78人	79人
確保の内容	0人日	0人日	0人日	検討	検討

【確保方策の考え方】

道内において、この事業を実施しているのは、11市町（平成26年11月現在）のみであり、看護師等が配置された施設等でしか実施できないことから、今後においては、町の現状に最も適した方法について検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

〈事業の概要〉

保護者や同居親族の就労または疾病等により、家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後など一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本町は、教育委員会において1カ所の学童保育所を実施しています。

[量の見込みと確保方策]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （低学年）	30人	32人	35人	34人	33人
量の見込み （高学年）	19人	19人	20人	25人	26人
量の見込み	49人	51人	55人	59人	59人
確保の内容	35人	35人	35人	35人	35人

【確保方策の考え方】

平成27年度より、高学年（4年生～6年生）の受入開始と、保育時間の延長を実施して、現行体制の維持に努めます。

第7章 分野別施策の展開

本計画は、次世代育成支援後期行動計画の施策体系に基づく各事業を踏襲するとともに、以下のように事業を展開することとします。

基本目標1 地域における子育ての支援

基本施策 ①子育て支援サービスの充実

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
1	子育て支援センター事業	保健センター施設内において、子育てに関する相談や育児の情報共有等を行う。今後も、地域の子育ての拠点として、機能の充実を図る。	継続
2	保育ママ利用助成事業	就労等により家庭で子どもを保育できない保護者に対し、保育ママに預けた場合、保育料金の半額（上限3万円）を助成する。	継続
3	一時保育事業	社会福祉協議会において一時的に子どもを預かる事業で、今後も、更なるサービスの充実を図る。	継続

基本施策 ②保育サービスの充実

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
4	通常保育事業 認可外保育所 (へき地保育所)	町内に保育所は、町営の「陸別保育所」のみであり、町内唯一の保育施設であることから、従来より3歳以上の児童は、希望する児童の全員を保育している。また、平成13年度からは、2歳児の保育も開始しており、今後も、事業内容の充実を図る。	継続



基本施策 ③児童の健全育成の取り組みの推進

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
5	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	小学校施設の一部を利用しながら1年生から3年生を対象に事業を実施。なお、平成27年度からは、法の改正に伴い、1年生から6年生までの全学年を対象に事業を行う。	継続

基本目標2 母と子の健康の確保

基本施策 ①子どもや母親の健康の確保

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
1	妊婦健康診査	妊婦の健康診査を実施することにより、疾病、異常の早期発見・早期治療や保健指導を行う。	継続
2	乳幼児健康診査	乳幼児の発達・発育の確認及び疾病や障がいの早期発見と保護者への適切な支援を行うため、各健康診査を実施。	継続
3	健康相談	乳幼児の発達・発育に関する支援を行う。 （乳幼児相談）	継続
4	新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導	安心して妊娠・出産、子育てができるよう訪問による指導を行う。	継続
5	予防接種事業	医療機関との連携により、必要な予防接種の実施。	継続
6	歯科保健事業	乳幼児に係る歯科健診・指導及びフッ化物塗布、幼児・児童に係る歯科健康教育	継続
7	発達支援専門員の招へい事業	1歳6ヶ月・3歳児健診時や療育指導事業として、就学前の児童を対象に専門員を招へいし、子どもの言葉や行動の問題を正しく把握する。	継続

基本施策 ②「食育」の推進

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
8	乳幼児健康診査の際の栄養指導	発達に応じた栄養の摂取指導及び適切な食習慣の確立に向けた援助・助言を行う。	継続

基本施策 ③思春期保健対策の充実

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
9	赤ちゃんふれあい体験	中学3年生を対象に、乳児とふれあう体験を通して、子育ての喜びや命の尊さや家庭の絆の大切さを感じ取り、親の役割を考える機会として実施。	継続

基本目標 3 子どもの教育環境の整備

基本施策 ①次代の親の育成

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
1	体験・交流事業	「夏休み体験講座」、「冒険・体感inとうきょう」、中学生を対象とした「海外研修派遣事業」等とおして、仲間意識の形成、社会的マナーを身に付け、子どもの社会性の発達に役立つ。	継続

基本施策 ②家庭教育への支援の充実

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
2	家庭教育学級・講座	学校やPTAとの連携により家庭における養育機能の向上を図るため、家庭教育講座の開催を推進する。	継続
3	世代間交流の促進	子どもを産み育てることの意義を理解し、家庭の大切さを理解できるようにするため、保育児との異年齢交流を行う。	継続

基本目標 4 子どもの安全の確保

基本施策 ①安全教育の推進

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
1	交通安全教室	町民全体を対象とした「交通安全住民の集い」をとおして、交通弱者である子ども等を交通事故から守るため、交通事故防止対策を推進する。	継続

基本施策 ②防犯・防災計画の推進

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
2	緊急避難場所の確保	市街地店舗等の協力のもと、子どもが駆け込むことができる「子ども110番の家」を設置し、子どもを犯罪から守るため、更なる防犯対策を推進する。	継続

基本施策 ②有害対策の推進

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
3	有害図書・有害情報	有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されるため、北海道青少年健全育成条例に基づき、警察や各種関係機関と連携して、有害環境の浄化を推進する。	継続

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
4	喫煙・飲酒・薬物防止等活動	児童生徒の発達段階はもとより、将来における健康で安全な生活を送るために、児童生徒及び保護者が正しい、知識の普及・啓発に努める。	継続

基本目標 5 支援を必要とする家庭への取り組み

基本施策 ① 児童虐待防止対策の充実

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
1	要保護児童対策地域協議会	平成18年3月より「陸別町要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の予防対策・早期発見・早期対応のため、関係機関との連携促進を図る。	継続

基本施策 ② 母子家庭等の自立支援の推進

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
2	母子家庭等に対する相談体制	母子家庭等のひとり親家庭は、経済的・社会的に不安な状態にあるため、それらの状況を把握するとともに、必要時には、家庭相談員等との連携を図る。	継続

基本施策 ③ 障がい児施策の充実

番号	主な施策名	事業・施策内容	目標指標
3	児童デイサービスセンター	足寄町の「児童デイサービスセンターあゆみ園」が障がいのある児童等の通園事業を実施している。施設を利用しながら、日常的な相談・指導が受けられるように施設との連携強化に努める。	継続



第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、教育・保育施設関係者や学校、子ども、子育てにかかわる関係機関、企業、町民などとの横断的な連携のもと、各施設について、取り組みを進めるとともに、子どもが「陸別町」に生まれ育ったことに誇りを持てるよう、子どもの視点に立った施策を目指します。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応するとともに、新たな課題への取り組みや、子ども・子育て支援に関する様々な施策について推進します。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するため、「陸別町子ども・子育て支援会議」において、事業計画に基づく事業の実施状況や、これらに係る点検・評価を行います。

また、利用者の視点に立ち、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、評価等を行うとともに、計画全体の進行についても管理を行い、施策の推進や改善につなげていきます。

